

Nabeshima Labor Management

【令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されます】

令和8年4月より、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。この支援金は、用途が子育て支援に限られるため、メディア等では、「単身者は恩恵を受けられない『独身税』だ！」などとも言われておりますが、制度の概要について確認していきましょう。

Q1 支援金は、どのような事業に使われるのですか？

- A1 支援金は、以下の①～⑥の事業に充てられることとなっております。(①～④はすでに実施されています。)
- ①児童手当の拡充
 - ②妊婦のための支援給付
 - ③出生後休業支援給付
 - ④育児時短就業給付
 - ⑤子ども誰でも通園制度 <令和8年度から全国実施>
 - ⑥育児休業中の国民年金保険料免除 <令和8年10月分から実施>

⑤は、保育所等に通っていない、0歳6か月～満3歳未満のこどもが柔軟に利用できる制度です。

⑥は、国民年金第1号被保険者（自営業やフリーランスの方など）の育児休業中の国民年金保険料免除措置です。

Q2 支援金を負担するのは誰ですか？

- A2 独身者や高齢者も含む全世代や事業主が支援金を拠出することになります。

被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合） -年別給付額の試算（令和8年度）-	
年収	被保険者一人当たり (月額)
200万円	192円
400万円	384円
600万円	575円
800万円	767円

こども家庭庁
医療保険制度ごとの年別試算

Q3 支援金はいつから拠出するのですか？

- A3 社会保険加入者は、**令和8年4月分（5月末納付分）**からです。医療保険の保険料と合わせて納付することになります。

Q5 賞与からも支援金を徴収するのですか？

- A5 はい、健康保険料や厚生年金保険料と同様に、賞与からも支援金を拠出することになります。

Q6 産休や育休中は支援金が免除になりますか？

- A6 はい、健康保険料や厚生年金保険料と同様に、産休や育休中は支援金も免除となります。

Q4 毎月の支援金はどのように計算されますか？

- A4 社会保険加入者については、以下の計算により求められた金額となります。(1人あたり)

$$\text{標準報酬月額} \times 2.3 / 1000 = \text{支援金} \rightarrow \text{労使折半}$$

$$\text{(例)} \quad 200,000 \text{円} \times 2.3 / 1000 = 460 \text{円} \rightarrow \text{折半}$$

- ◆令和8年度は2.3/1000ですが、**令和10年度**にかけて**4.0/1000**まで引き上げられる予定

Q7 給与明細には支援金の記載が必要ですか？

- A7 保険料額の内訳として、支援金の金額を示すことは法令上での義務ではありませんが、**給与明細に記載することが望ましい**とされています。

Q8 既に健康保険料や厚生年金保険料の他に、「子ども・子育て拠出金」を納めていますが、支援金との違いは何ですか？

- A8 「子ども・子育て拠出金」と「子ども・子育て支援金」では、制度の目的（用途）や負担者、負担率などに違いがあります。(社会保険加入の場合)

	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て支援金
負担者	事業主	事業主と被保険者
賦課対象	厚生年金加入者	健康保険加入者
負担率	3.6/1000	2.3/1000 (折半)
制度の目的 (用途)	放課後児童クラブ等の運営費支援等	子育て世帯への給付拡充等

《筆者：古谷野》

お知らせ

●令和8年3月分（4月納付分）からの社会保険料について

- 「健康保険料率」に変更はありません。(栃木県：98.2/1000)
- 「介護保険料率」が改定されます。
栃木県は、15.9/1000 → **16.2/1000** (0.3/1000の**引上げ**になります。)

【保険料の変更時期】

賞与は令和8年3月に支払日があるものから保険料が変更になります。

給与は令和8年4月に支払日があるものから保険料が変更になります。

※3月に支払日がある給与では、保険料を変更しないようご注意願います！

●健康保険の被扶養者認定における「年間収入」の取り扱い基準について

健康保険の被扶養者認定における「年間収入」の取り扱いについて、**令和8年4月1日より新たな認定基準が適用**されることとなりました。

◆**認定対象者の「年間収入」の要件** → 原則130万円未満/60歳以上の者または一定の障害者は180万円未満/被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は150万円未満)

【現行の「年間収入」の認定基準】

認定対象者の過去・現在の収入、将来の収入見込み（**時間外手当等含む**）から「年間収入」を算出し、要件を満たすかどうか判定する。

【令和8年4月1日以降の「年間収入」の認定基準】

認定対象者の勤務先から発行された「労働条件通知書」等に記載されている、基本給・労働時間等から「年間収入」を算出し、要件を満たすかどうか判定する。この際、**時間外手当など明確に定められていない賃金は含めない**。

※この取り扱いは、認定対象者の収入が「給与収入のみ」である場合に適用されます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

